



滋賀県警察

サイバーセキュリティ海賀

サイバー犯罪からあなたを守るセキュリティ情報をお届けします。

R8年度 No.15

インターネットの違法・有害情報を見つけたら通報を！

令和8年8月7日からインターネット・ホットラインセンター（IHC）では、「なりすまし型偽投資広告を掲載する行為」及び「送金犯罪」の依頼又は誘引行為を「違法情報」として通報を受け付けています。

！ 次のような情報は、**違法情報**に該当し得るものとして、IHCへの通報対象となります。

なりすまし型偽投資広告を掲載する行為



こんにちは、〇〇です。

100万→1億円
利益100倍！！

私の無料投資グループで、
急騰銘柄を提供！
★毎月10%以上のリターン



ここをクリック
〇〇のグループに参加

著名人等になりすまして当該著名人等の名義を無断で使用した

○投資実績を表示する広告

○投資セミナーに勧誘する
広告

等

「送金犯罪」の依頼又は誘引行為



★誘引行為の例

副業紹介します！

【内容】

送金アプリや銀行口座に振り込まれた
お金を指定の口座に振り込むだけ！

【報酬】

送金する際、送金分の5%を報酬として
差し引いてください。

①「依頼行為」

・特定の者に対して、送金の依頼等をするよう働きかけること

②「誘引行為」

・送金する者を募集する等、自らの意思を間接的に表示して誘いかけ、相手方となる者の申込みを待つこと

※「送金犯罪」の詳細については、警察庁ホームページを参照



←X

滋賀県警察本部 サイバー犯罪対策課 077-522-1231（代表）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/304409/index.html>

県警Webページ→

